

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

を特接待して遊興又は飲食させる事業に比べても、
人格的生存の不可欠性において乏しいものと言わざるを得
ない。そのため、性風俗関連業のみ対象外とする目的は正当
である。

一方、行政側にも支給できる金額には限りがあるため、
支給の対象とする事業者を限定する必要がある。そして、当
該支給の対象を選定するにおいては、広範な裁量が行政
側に認められる。したがって、風俗関連業を対象外とする
ことにおいて、目的との間に合理的関連性は認められる。

(3) 以上より、本件規程8条3号^ほ14条1項に反しはい。

3. 私見

(1) 14条1項後段別等事由は、あくまでも例示別等にとどまら
ない。そして、本件における区別は「職業」によるものであり、例示別等
のどれにも該当することはないというべきである。原告の主張する
ように、本件の場合、風俗業に対するイメージの低下や偏見を
招く結果にならざるを得ないのは確かである。もっとも、被
告の主張するように、行政としての支給できる金額には財源上
限りがあり、支給対象を全事業とすることはできない。

そこで、目的が正当で手段との間に合理的関連性がある
かどうかを判断する。

(2) ここで、給付金の支給の目的は事業の継続を支えることにある。
そして、この~~継続~~^{支給}はコロナウイルスのまん延に伴う防止策である。
そのように、風俗関連業においても、コロナウイルス罹患をおそ